

重大な特許権侵害紛争行政裁決弁法

国家知識産権局 公告 426 号

党中央、國務院の知的財産権保護の全面的な強化に関する政策決定・配置を誠実に実施し、公正な競争の市場秩序を確実に維持し、特許権者と社会公衆の合法的權益を保障し、法と規定により全国に重大な影響のある特許紛争行政裁定事件を処理するために、「中華人民共和国特許法」と関連法律、法規、規則に基づき、国家知識産権局は「重大な特許権侵害紛争行政裁決弁法」を制定する。これをここに公布し、2021年6月1日より施行する。

2021年5月26日

参照サイト：[https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/5/28/art\\_74\\_159727.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/5/28/art_74_159727.html)

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/5/28/art\\_74\\_159726.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/5/28/art_74_159726.html)

重大专利侵权纠纷行政裁決办法	重大な特許権侵害紛争行政裁決弁法【仮訳】
<p>第一条 为贯彻落实党中央、国务院关于全面加强知识产权保护的决策部署，切实维护公平竞争的市场秩序，保障专利权人和社会公众的合法权益，根据《中华人民共和国专利法》（以下简称《专利法》）和有关法律、法规、规章，制定本办法。</p>	<p>第1条 党中央、國務院の知的財産権保護の全面的な強化に関する政策決定・配置を誠実に実施し、公正な競争の市場秩序を確実に維持し、特許権者と社会公衆の合法的權益を保障するため、「中華人民共和国特許法」（以下、特許法という）と関連法律、法規、規則に基づき、本弁法を制定する。</p>
<p>第二条 本办法适用于国家知识产权局处理专利法第七十条第一款所称的在全国有重大影响的专利侵权纠纷（以下简称重大专利侵权纠纷）。</p>	<p>第2条 本弁法は国家知識産権局が特許法第70条第1項にいう全国に重大な影響のある特許権侵害紛争（以下、重大な特許権侵害紛争という）の処理に適用する。</p>
<p>第三条 有以下情形之一的，属于重大专利侵权纠纷：</p> <p>（一）涉及重大公共利益的；</p> <p>（二）严重影响行业发展的；</p> <p>（三）跨省级行政区域的重大案件；</p> <p>（四）其他可能造成重大影响的专利侵权纠纷。</p>	<p>第3条 以下に掲げる情況いずれかがある場合、重大な特許権侵害紛争に属する：</p> <p>（1）重大な公共利益に及ぼす場合；</p> <p>（2）業界の発展に深刻な影響がある場合；</p> <p>（3）省クラスの行政区域を跨ぐ重大な事件；</p> <p>（4）その他の重大な影響を及ぼす可能性のある特許権侵害紛争。</p>
<p>第四条 请求对重大专利侵权纠纷进行行政裁決的，应当符合第三条所述的情形，并具备下列条件：</p> <p>（一）请求人是专利权人或者利害关系人；</p> <p>（二）有明确的被请求人；</p> <p>（三）有明确的请求事项和具体事实、理由；</p>	<p>第4条 重大な特許権侵害紛争に行政裁決の実施を申立てる場合、第3条に記載の情況に適合するとともに、以下に掲げる条件を備えていなければならない：</p> <p>（1）申立人は特許権者或いは利害関係者であること；</p> <p>（2）明確な被申立人があること；</p> <p>（3）明確な申立事項と具体的な事実、理由があること；</p>

<p>(四) 人民法院未就该专利侵权纠纷立案。</p>	<p>(4) 人民法院が当該特許権侵害紛争を立案していないこと。</p>
<p>第五条 请求对重大专利侵权纠纷进行行政裁决的,应当依据《专利行政执法办法》的有关规定提交请求书及有关证据材料,同时还应当提交被请求人所在地或者侵权行为地省、自治区、直辖市管理专利工作的部门出具的符合本办法第三条所述情形的证明材料。</p>	<p>第5条 重大な特許権侵害紛争に行政裁決を申立てする場合、「專利行政法執行弁法」の関連規定に基づき申立書及び関連証拠資料を提出しなければならない、それと同時に、被申立人の所在地或いは権利侵害行為地の省、自治区、直轄市の特許業務管理部門に本弁法第3条に記載される状況に適合する証明資料を提出しなければならない。</p>
<p>第六条 请求符合本办法第四条规定的,国家知识产权局应当自收到请求书之日起5个工作日内立案并通知请求人,同时指定3名或者3名以上单数办案人员组成合议庭办理案件。案情特别复杂或者有其他特殊情况的,经批准,立案期限可以延长5个工作日。</p> <p>请求不符合本办法第四条规定的,国家知识产权局应当在收到请求书之日起5个工作日内通知请求人不予立案,并说明理由。</p> <p>对于不属于重大专利侵权纠纷的请求,国家知识产权局不予立案,并告知请求人可以向有管辖权的地方管理专利工作的部门请求处理。</p>	<p>第6条 本弁法第4条の規定に適合することを申立てる場合、国家知識産権局は申立書の受領日を起算して5営業日以内に立案するとともに、申立人に通知するとともに申立人に通知し、それと同時に3名或いは3名以上の奇数の事件処理担当者を指定し、合議体を結成し事件を処理しなければならない。事件の事情が特別に複雑或いはその他の特殊な場合がある場合、承認を経て、立案期限を5営業日延長することができる。</p> <p>申立が本弁法第4条の規定に適合しない場合、国家知識産権局は申立書の受領日を起算し5営業日以内に申立人にこれを立案しないことを通知するとともに、理由を説明しなければならない。</p> <p>重大な特許権侵害紛争に属さない申立について、国家知識産権局はこれを立案しないと、申立人に管轄権のある地方の特許業務管理部門に処理を申立てると通告する。</p>
<p>第七条 省、自治区、直辖市管理专利工作的部门对于辖区内专利侵权纠纷处理请求,认为案情属于重大专利侵权纠纷的,可以报请国家知识产权局进行行政裁决。</p>	<p>第7条 省、自治区、直轄市の特許業務管理部門は管轄区内の特許権侵害紛争処理申立について、事件の事情が重大な特許権侵害紛争に属すると判断した場合、国家知的所有権局に報告し行政裁決を実施することができる。</p>
<p>第八条 办案人员应当持有国家知识产权局配发的办案证件。</p>	<p>第8条 事件処理担当者は国家知識産権局が発行した事件処理証明書を所持していなければならない。</p>
<p>第九条 办案人员有下列情形之一的应当自行回避:</p> <p>(一) 是当事人或者其代理人的近亲属的;</p> <p>(二) 与专利申请或者专利权有利害关系的;</p> <p>(三) 与当事人或者其代理人有其他关系,可能影响公正办案的。</p>	<p>第9条 事件処理担当者は以下に掲げる状況のいずれかがある場合、自ら回避(忌避)しなければならない:</p> <p>(1) 当事者或いはその代理人の近い親類に属する場合;</p> <p>(2) 特許出願或いは特許権と利害関係がある場合;</p> <p>(3) 当事者或いはその代理人とその他の関係があり、公正な事件処理に影響する可能性がある場合;</p>

<p>当事人也有权申请办理人员回避。当事人申请回避的，应当说明理由。</p> <p>办案人员的回避，由负责办案的部门决定。</p>	<p>当事者には事件処理担当者の忌避を申立てる権利がある。当事者が忌避を申立てる場合、理由を説明しなければならない。</p> <p>事件処理担当者の忌避の場合、事件処理担当部門は決定する責任を負う。</p>
<p>第十条 国家知识产权局应当在立案之日起5个工作日内向被请求人发出请求书及其附件的副本，要求其在收到之日起15日内提交答辩书，并按照请求人的数量提供答辩书副本。被请求人逾期不提交答辩书的，不影响案件处理。</p> <p>被请求人提交答辩书的，国家知识产权局应当在收到之日起5个工作日内将答辩书副本转送请求人。</p> <p>国家知识产权局可以对侵犯其同一专利权的案件合并处理。</p>	<p>第10条 国家知識産権局は立案日を起算して5営業日以内に被申立人に申立書及びその添付物の副本を発送し、受領日を起算して15日以内に答弁書を提出するとともに申立人数分の答弁書の副本を提供するよう求めなければならない。被申立人が期限を過ぎても答弁書を提出しない場合、事件の処理に影響しない。</p> <p>被申立人が答弁書を提出した場合、国家知識産権局は受領日を起算して5営業日以内に答弁書の副本を申立人に転送しなければならない。</p> <p>国家知識産権局は同一特許権を侵害した事件を合併して処理することができる。</p>
<p>第十一条 案件办理过程中，请求人提出申请追加被请求人的，如果符合共同被请求人条件，国家知识产权局应当裁定追加并通知其他当事人，不符合共同被请求人条件但符合请求条件的，应当驳回追加申请，告知请求人另案提出请求。对于被请求人提出追加其他当事人为被请求人的，应当告知请求人。请求人同意的，裁定准许追加。请求人不同意的，可以追加其他当事人为第三人。追加被请求人或第三人的请求应当在口头审理前提出，否则不予支持。</p>	<p>第11条 事件処理の過程において、申立人が被申立人の追加を提出し、共同被申立人の条件に適合する場合、国家知識産権局は追加の裁定を下すとともにその他の当事者に通知しなければならない。共同被申立人の条件に適合しないが申立条件に適合する場合、追加の申立を却下するとともに申立人に別件の申立を提出するよう通知しなければならない。被申立人がその他の当事者を被申立人に追加する申立をした場合、申立人に通知しなければならない。申立人が追加に同意した場合、追加を許可する裁定を下す。申立人が同意しない場合、その他の当事者を第三者として追加することができる。被申立人または第三者の追加申立は口頭審理前に提出しなければならない、以外はこれを指示しない。</p>
<p>第十二条 当事人对自己提出的主张，有责任提供证据。当事人因客观原因不能收集的证据，可以提交初步证据和理由，书面申请国家知识产权局调查或者检查。根据查明案件事实的需要，国家知识产权局也可以依法调查或者检查。</p> <p>办案人员在调查或者检查时不得少于两人，并应当向当事人或者有关人员出示办案</p>	<p>第12条 当事者は自らの主張に対して、証拠を提供する責任がある。当事者が客観的な原因により証拠の収集ができない場合、初歩的な証拠と理由を提出し、書面で国家知識産権局に調査或いは検査を申立てることができる。事件事実の究明の必要性に基づき、国家知識産権局は法により調査或いは検査することができる。</p> <p>事件処理担当者は調査或いは検査する時2人より少なくしてはならず、そして、当事者或いは関係者に事件処理証明</p>

<p>证件。</p>	<p>書を提示しなければならない。</p>
<p>第十三条 办案人员在调查或者检查时,可以行使下列职权:</p> <p>(一) 询问有关当事人及其他有关单位和个人, 调查与涉嫌专利侵权行为有关的情况;</p> <p>(二) 对当事人涉嫌专利侵权行为的场所实施现场检查;</p> <p>(三) 检查与涉嫌专利侵权行为有关的产品。</p> <p>在调查或者检查时, 当事人或者有关人员应当予以协助、配合, 不得拒绝、阻挠。</p> <p>根据工作需要和实际情况, 国家知识产权局可以将相关案件调查工作委托地方管理专利工作的部门进行。</p>	<p>第 13 条 事件処理担当者は調査或いは検査する時、以下に掲げる職権を行使することができる:</p> <p>(1) 関係当事者及びその他の関連単位(会社)と個人に尋問、被疑特許権侵害行為に関連する状況の調査する;</p> <p>(2) 当事者の被疑特許権侵害行為の場所に対する現場検査の実施;</p> <p>(3) 被疑特許権侵害行為に関連する製品の検査;</p> <p>調査或いは検査をする時、当事者或いは関係者はこれに支援、協力し、拒絶、妨害してはならない。</p> <p>業務の必要性と実際の状況に基づき、国家知識産権局は関連事件の調査業務を地方の特許業務管理部門に委託して実施することができる。</p>
<p>第十四条 专利侵权纠纷涉及复杂技术问题, 需要进行检验鉴定的, 国家知识产权局可以应当事人请求委托有关单位进行检验鉴定。当事人请求检验鉴定的, 检验鉴定单位可以由双方当事人协商确定; 协商不成的, 由国家知识产权局指定。检验鉴定意见未经质证, 不得作为定案依据。</p> <p>当事人对鉴定费用有约定的, 从其约定。没有约定的, 鉴定费用由申请鉴定方先行支付, 结案时由责任方承担。</p>	<p>第 14 条 特許権侵害紛争が複雑な技術問題に関わり、検査鑑定の実施が必要な場合、国家知識産権局は当事者の申立に応じて関係単位に検査鑑定を委託することができる。当事者が検査鑑定を申立てた場合、検査鑑定機関は双方当事者が協議して確定することができる。協議が成立しない場合は、国家知識産権局が指定する。検査鑑定の意見は質疑を経ない場合、確定の根拠とすることはできない。</p> <p>当事者に鑑定費用に対する約定がある場合、その約定に従う。約定がない場合、鑑定費用は申立人が先に支払い、事件確定時に責任側が負担する。</p>
<p>第十五条 国家知识产权局可以指派技术调查官参与案件处理, 提出技术调查意见。相关技术调查意见可以作为合议组认定技术事实的参考。技术调查官管理办法另行规定。</p>	<p>第 15 条 国家知識産権局は技術調査官を事件処理に参加するよう派遣し、技術調査意見を提出させることができる。関連技術調査意見は合議体が技術事実認定の参考とすることができる。技術調査官管理弁法は別途定める。</p>
<p>第十六条 国家知识产权局根据案情需要决定是否进行口头审理。进行口头审理的, 应当至少在口头审理 5 个工作日前将口头审理的时间、地点通知当事人。当事人无正当理由拒不参加的, 或者未经许可中途退出的, 对请求人按撤回请求处理, 对被请求人按缺席处理。</p>	<p>第 16 条 国家知識産権局は事件の事情の必要性に応じ口頭審理実施の是非を決定する。口頭審理を実施する場合、口頭審理の少なくとも 5 営業日前に口頭審理の日時、場所を当事者に通知しなければならない。当事者が正当な理由なく参加を拒否した場合、或いは許可を得ずに途中退出した場合、申立人に対しては申立取下で処理、被申立人に対しては欠席で処理する。</p>
<p>第十七条 有以下情形之一的, 当事人可以申请中止案件办理, 国家知识产权局也可以依职权决定中止案件办理:</p>	<p>第 17 条 以下に掲げる状況のいずれかがある場合、当事者は事件処理の中止を申立てることができ、国家知識産権局も職権で事件処理の中止を決定することができる:</p>

<p>(一) 被请求人申请宣告涉案专利权无效并被国家知识产权局受理的；</p> <p>(二) 一方当事人死亡，需要等待继承人表明是否参加处理的；</p> <p>(三) 一方当事人丧失民事行为能力，尚未确定法定代理人的；</p> <p>(四) 作为一方当事人的法人或者其他组织终止，尚未确定权利义务承受人的；</p> <p>(五) 一方当事人因不可抗拒的事由，不能参加审理的；</p> <p>(六) 该案必须以另一案的审理结果为依据，而另一案尚未审结的；</p> <p>(七) 其他需要中止处理的情形。</p>	<p>(1) 被申立人が係争特許権の無効宣告を申立てるとともに国家知識産権局に受理された場合；</p> <p>(2) 当事者の一方が死亡した場合で、相続人が処理に参加の是非を表明することを待つ必要性などがある場合；</p> <p>(3) 当事者の一方が民事行為能力を喪失し、法定代理人はまだ確定していない場合；</p> <p>(4) 当事者の一方の法人或いはその他の組織が閉鎖し、権利義務の承継者がまだ確定していない場合；</p> <p>(5) 当事者の一方が不可抗力の事由により審理に参加できない場合；</p> <p>(6) 当該事件が別の事件の審理結果に依拠しなければならない場合で、別の事件はまだ審査されていない場合；</p> <p>(7) その他の処理中止の情状が必要である場合。</p>
<p>第十八条 有下列情形之一的，国家知识产权局可以不中止案件处理：</p> <p>(一) 请求人出具的检索报告或专利权评价报告未发现实用新型或者外观设计专利权存在不符合授予专利权条件的缺陷；</p> <p>(二) 无效宣告程序已对该实用新型或者外观设计专利作出维持有效决定的；</p> <p>(三) 当事人提出的中止理由明显不成立的。</p>	<p>第 18 条 以下に掲げる情況のいずれかがある場合、国家知識産権局は事件処理を中止しないことができる：</p> <p>(1) 申立人が提出した検索報告或いは特許権評価報告書は実用新案或いは意匠特許権が特許権登録条件に合致しない欠陥が発見されていない場合；</p> <p>(2) 無効宣言手続で既に当該実用新案或いは意匠登録に対して維持有効の決定が下された場合；</p> <p>(3) 当事者が提起した中止の理由は明らかに成立しない場合。</p>
<p>第十九条 有下列情形之一的，国家知识产权局可以撤销案件：</p> <p>(一) 立案后发现不符合受理条件的；</p> <p>(二) 请求人撤回处理请求的；</p> <p>(三) 请求人死亡或注销，没有继承人，或者继承人放弃处理请求的；</p> <p>(四) 被请求人死亡或注销，或者没有应当承担义务的人的；</p> <p>(五) 其他需要撤销案件的情形。</p>	<p>第 19 条 以下に掲げる情況のいずれかがある場合、国家知識産権局は事件を取消すことができる；</p> <p>(1) 立案後、受理条件に適合しないことが発見した場合；</p> <p>(2) 申立人が処理申立を撤回した場合；</p> <p>(3) 申立人が死亡或いは登記抹消し、相続人がいない、或いは相続人が処理申立を放棄した場合；</p> <p>(4) 被申立人が死亡或いは登記抹消、或いは義務を負うべきものがない場合；</p> <p>(5) その他取消が必要な情況の場合。</p>
<p>第二十条 在行政裁决期间，有关专利权被国家知识产权局宣告无效的，可以终止案件办理。有证据证明宣告上述权利无效的决定被生效的行政判决撤销的，权利人可以另行提起请求。</p>	<p>第 20 条 行政裁決期間中に、関連特許権が国家知識産権局により無効と宣告された場合、事件処理を終了することができる。上記の権利無効宣言の決定が発効された行政判決により取消されたことを立証する証拠がある場合、権利者は別途申立を提起することができる。</p>
<p>第二十一条 国家知识产权局可以组织当事</p>	<p>第 21 条 国家知識産権局は当事者を集めて調停を実施す</p>

<p>人进行调解。双方当事人达成一致的，由国家知识产权局制作调解书，加盖公章，并由双方当事人签名或者盖章。调解不成的，应当及时作出行政裁决。</p>	<p>ることができる。当事者双方が合意した場合、国家知識産権局が調停書を作成し、公印を捺印するとともに、当事者双方が署名或いは捺印する。調停が不成立の場合、適時に行政裁決を下さなければならない。</p>
<p>第二十二條 国家知识产权局处理专利侵权纠纷，应当自立案之日起三个月内结案。因案件复杂或者其他原因，不能在规定期限内结案的，经批准，可以延长一个月。案情特别复杂或者有其他特殊情况，经延期仍不能结案的，经批准继续延期的，应当同时确定延长的合理期限。</p> <p>案件处理过程中，中止、公告、检验鉴定等时间不计入前款所指的案件办理期限。变更请求、追加共同被请求人、第三人的，办案期限从变更请求、确定共同被请求人、第三人之日起重新计算。</p>	<p>第 22 条 国家知識産権局が特許権侵害紛争を処理する場合、立案日を起算して 3 か月以内に事件を結審しなければならない。事件が複雑或いはその他の原因により、規定期限内に事件を結審できない場合、承認を経て、1 か月延長することができる。事件の状況が特に複雑或いはその他の特殊な状況があり、延長してもまだ事件を結審できず、承認を経て延期を継続する場合、同時に延長の合理的期限を確定しなければならない。</p> <p>事件処理過程における、中止、公告、検査鑑定などの時間は前項にいう事件処理期間に算入されない。変更申立、共同被申立人や第三者の追加する場合、処理期間は変更申立、共同被申立人や第三者の確定日から再計算する。</p>
<p>第二十三條 国家知识产权局作出行政裁决，应当制作行政裁决书，并加盖公章。行政裁决认定专利侵权行为成立的，应当责令立即停止侵权行为，并根据需要通知有关主管部门、地方人民政府有关部门协助配合及时制止侵权行为。</p> <p>当事人不服的，可以自收到行政裁决书之日起 15 日内，依照《中华人民共和国行政诉讼法》向人民法院起诉。除法律规定的情形外，诉讼期间不停止行政裁决的执行。被请求人期满不起诉又不停止侵权行为的，国家知识产权局可以向人民法院申请强制执行。</p> <p>行政裁决作出后，应当按照《政府信息公开条例》及有关规定向社会公开。行政裁决公开时，应当删除涉及商业秘密的信息。</p>	<p>第 23 条 国家知識産権局は行政裁決を下す場合、行政裁決書を作成するとともに、公印を捺印しなければならない。行政裁決で特許権侵害行為が成立すると認定した場合、直ちに権利侵害行為の停止を命じるとともに、必要に応じて関係主管部門、地方人民政府の関係部門に速やかに権利侵害行為の制止に協力支援を通知しなければならない。当事者は不服の場合、行政裁決書の受領日を起算して 15 日以内に、「中華人民共和國行政訴訟法」に基づき人民法院に起訴することができる。法律に規定される場合を除き、訴訟期間中は行政裁決の執行を停止しない。被申立人が期間満了後も起訴しない或いは権利侵害行為を停止しない場合、国家知識産権局は人民法院に強制執行を申立てることができる。</p> <p>行政裁決を下した後、「政府情報公開条例」及び関連規定に基づき社会に公開しなければならない。行政裁決を公開する時、商業秘密の情報を削除しなければならない。</p>
<p>第二十四條 办案人员以及其他工作人员滥用职权、玩忽职守、徇私舞弊或者泄露办案过程中知悉的商业秘密，尚不构成犯罪的，依法给予政务处分；涉嫌犯罪的，移送司法机关处理。</p>	<p>第 24 条 事件理担当者及びその他の行員が職権の乱用、職務怠慢、依怙臆負したり、或いは事件処理過程で知りえた営業秘密の漏洩をしたりしてはならず、なお犯罪を構成していない場合、法により政務処分を与える。犯罪の疑いがある場合、司法機関に移送し処理する。</p>

第二十五条 本办法未作规定的，依照《专利行政执法办法》以及国家知识产权局关于专利侵权纠纷行政裁决有关规定执行。	第 25 条 本弁法に規定がない場合、「專利行政法執行弁法」及び国家知識産権局の特許権侵害紛争に関する行政裁決の関連規定に従って執行する。
第二十六条 本办法由国家知识产权局负责解释。	第 26 条 本弁法は国家知識産権局が解釈の責任を負う。
第二十七条 本办法自 2021 年 6 月 1 日起施行。	第 27 条 本弁法は 2021 年 6 月 1 日より施行する。